

「障害者差別解消法」の周知・PRについて

1 リーフレット(詳細版 1,500 部 簡易版 3,000 部)

合理的配慮 PR カード

2 各ネットワークや事業者向けの説明

(1) 介護・福祉等

地域連携推進協議会(司法職種や金融機関等含む)、
地域包括支援センター連絡会
福祉・医療・介護従事者
⇒ 各種ネットワークとセミナー 12 月 1 月

(2) 不動産業・貸主等への周知(予定)

セミナーにて説明

(3) イベントでの周知

あだち区民まつり、障がい者アート展、こころの健康フェスティバル等

(4) ホームページ・SNS・広報等

【#障がい者への心づかい #シリーズ合理的配慮1】
“合理的配慮”知っていますか？障害者差別解消法の改正で今年4月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務となりました。ほんの少しの心づかいでみんながくらしやすいまちに！合理的配慮の事例集はコチラ

特にご意見をいただきたいところ

- ① パンフレットやリーフレットで取り上げられている事例の他、どんな事例(理解や合理的配慮)を取り上げたら良いか？
- ② 効果的な事業者等への PR 方法は？相談窓口(基幹相談・権利擁護係)の周知は？